

(宛先) 志摩市長

軽自動車税相続人代表者指定 (変更) 届出書

地方税法第9条の2の規定により、被相続人に係る軽自動車税について、下記のとおり代表相続人を指定します。

相続人代表者	住所			電話
				() -
(フリガナ) 氏名				生年月日
				(T・S・H) . .
届出者	住所	<input type="checkbox"/> 同上	電話	
			() -	
(フリガナ) 氏名		<input type="checkbox"/> 同上	生年月日	
			(T・S・H) . .	
被相続人	死亡時の住所			
	氏名			
	死亡年月日			
標識番号	車名	車台番号	その他条例で定める事項	
主たる定置場の位置		三重県志摩市		

備考.

- 本届出書を提出いただいた場合であっても、名義等が変更されるものではありません。
- 軽自動車税は車両を所有していることに対して課税される税です。納税義務者が死亡された場合は、速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行って下さい。

本人確認欄	確認者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証	
<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【連絡及び提出先】

〒517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098-22
志摩市役所 (2階⑨番窓口) 税務課 諸税係
電話 0599-44-0211